

アメリカ産牛肉の輸入再開に関する意見書

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染症が確認されて以来、政府は国内産牛の全頭検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底を行い、牛肉に対する信頼回復に努め、平成15年にアメリカでBSEの発生が確認されてからはアメリカ産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきた。

BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、特にアメリカ産牛肉は特定危険部位の除去、飼料規制、生産履歴が不明確及び検査体制に不備があるなど、多くの問題があるとの指摘のなかで、政府は平成17年12月12日に輸入再開を決定した。そして、再開からほぼ1ヶ月経過した1月20日、輸入されたアメリカ産牛肉から、除去が義務づけられている脊柱が見つかり、再び輸入停止を余儀なくされた。

さらに3月13日には、香港においても、昨年12月に輸入が再開されたばかりのアメリカ産牛肉から脊髄の混入したものが見つかり、取り扱ったアメリカの食肉会社からの輸入を停止した。

輸入再開の大前提である特定危険部位の除去という輸入プログラムを遵守せず、各国間の約束を反故にした米国政府のずさんな対応に対して、嚴重に抗議するものである。

よって、政府におかれては、日本国民の安全・安心を守るために、以下の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 日本と同等のBSE安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。
2. 既に原産地表示が義務づけられている生鮮の輸入牛肉並びに本年10月から実施される牛肉加工品についてともに監視指導を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

岐阜県可児市議会

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様
厚生労働大臣 川崎 二郎 様
農林水産大臣 中川 昭一 様
科学技術政策・
食品安全担当大臣 松田 岩夫 様